

五條市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
R6年度	人 26,900	千円 19,472,744	千円 683,515	千円 3,754,994	% 19.3	% 17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

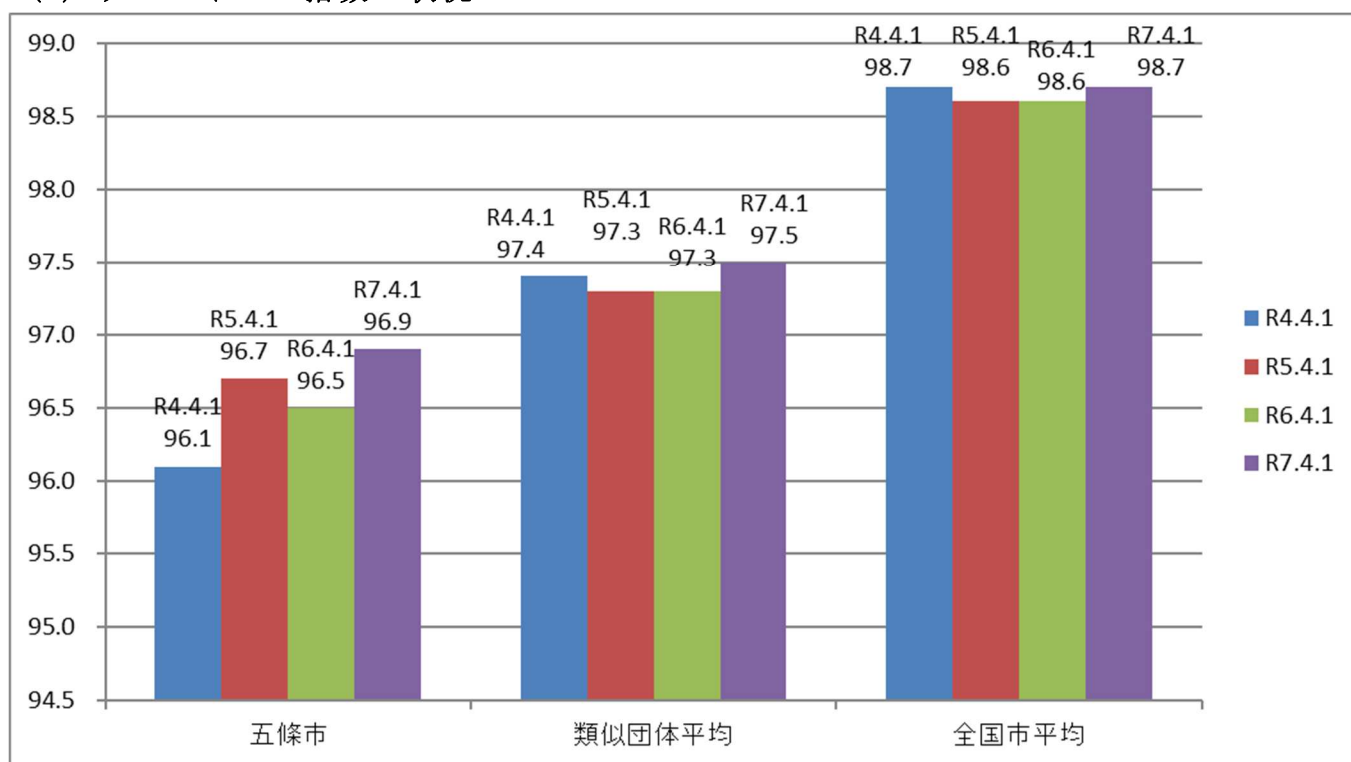
区 分	職員数 A	給 与			計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
R6年度	人 332	千円 1,258,461	千円 227,924	千円 512,699	千円 1,999,084	千円 6,021	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、五條市においても4%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
五條市の支給割合	0%	4%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5)特記事項

- 特殊勤務手当について
- ・災害応急作業等手当を新設（令和6年1月1日実施）
 - ・動物死体処理手当を新設（令和6年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五條市	42.2 歳	321,400 円	406,190 円	367,541 円
奈良県	41.6 歳	321,998 円	416,833 円	380,912 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			備考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
五條市	55.0	8人	359,400円	414,825円	383,750円	—	—	—	—
うち用務員	55.8歳	5人	367,100円	423,940円	395,340円	用務員	50.2歳	220,200円	1.93
奈良県	54.1歳	42人	290,240円	342,579円	327,793円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円	—	—	—	—

区分	備考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
五條市	—	—	—
うち用務員	6,805,480円	2,937,400円	2.32

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値であります。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五條市	41.0 歳	309,329 円	357,872 円
奈良県	40.4 歳	359,373 円	415,172 円
類似団体	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		五 條 市	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	185,700 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,100 円	349,100 円	389,300 円	408,200 円
	高校卒	278,400 円	320,700 円	371,300 円	383,900 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	*
	中学卒	—	—	—	—

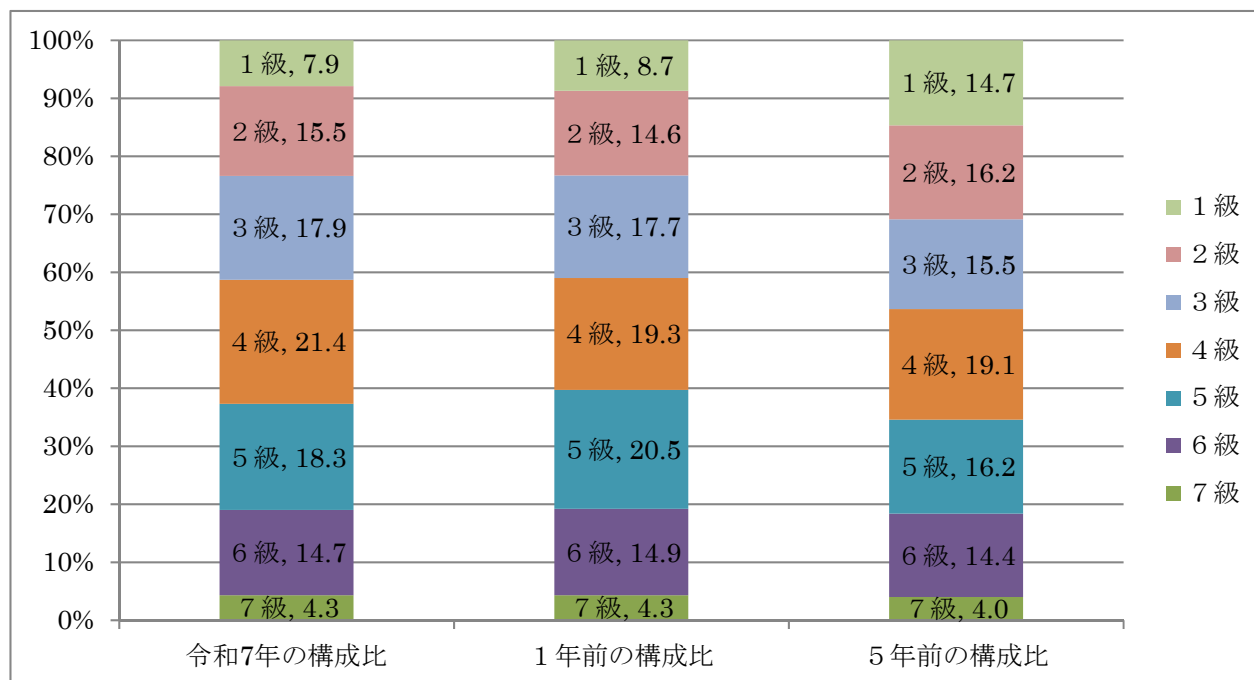
* 個人情報保護の観点から、職員数が1人又は2人の場合は表示しておりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

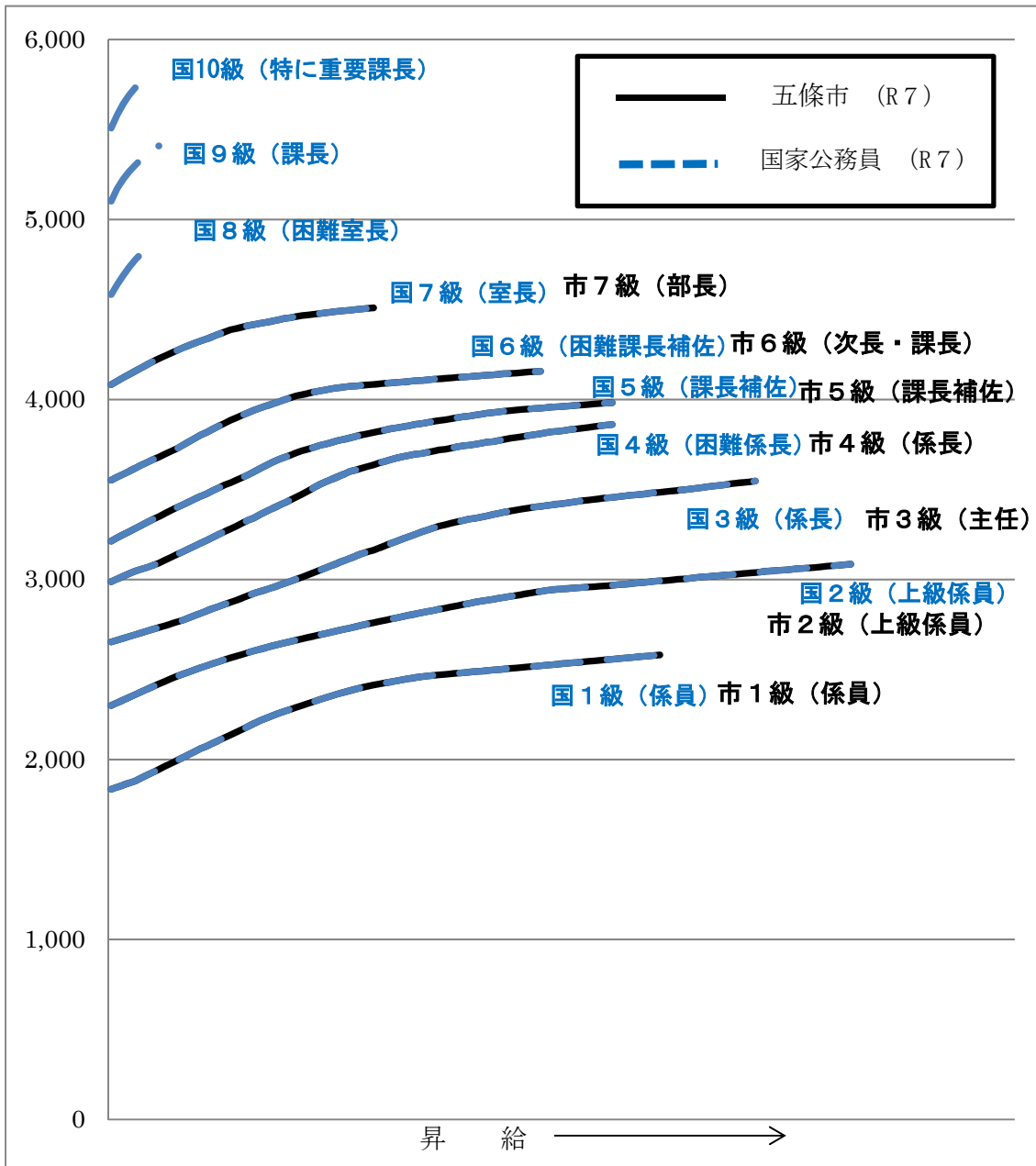
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長の職務	11人	4.3%	408,300円	450,900円
6級	次長又は課長の職務	37人	14.7%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐の職務	46人	18.3%	321,300円	398,200円
4級	係長又は主査の職務	54人	21.4%	298,800円	386,100円
3級	主任の職務	45人	17.9%	265,300円	354,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	39人	15.5%	230,000円	308,500円
1級	定型的な業務を行う職務	20人	7.9%	183,500円	258,100円

- (注) 1 五條市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 條 市	奈 良 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,533 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,640 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

五 條 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	10,401千円	20,192千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

令和6年度は国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		333千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		15,136円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		7.5%	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症予防業務手当	感染症予防のために従事した職員	感染症予防のための庁舎外での業務	1回 750円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人取扱いのための庁舎外での業務	1回につき 死亡人 1,500円
介護職員手当	養護老人ホーム花咲寮に勤務する職員	養護老人ホームの介護業務	日額 80円
し尿処理従事手当	クリーン・オアシスに勤務する職員	し尿処理業務	日額 130円
ごみ処理従事手当	エコ・リレセンターごじょうに勤務する職員	ごみ処理業務	日額 130円
災害派遣業務手当	災害が発生した地域に派遣され、業務に従事した職員	災害応急対策又は災害復旧業務	日額 730円
動物死体処理手当	道路等の公共用地において、動物の死体処理に従事した職員	道路等の公共用地における、動物の死体処理業務	1回 800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	93,746 千円
職員1人あたり平均支給年額（令和6年度決算）	381 千円
支給実績（令和5年度決算）	92,634 千円
職員1人あたり平均支給年額（令和5年度決算）	391 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 それ以外6,500円 満16歳～満22歳の 子1人につき5,000 円加算	同じ	—	千円 31,484	円 194,235
住居手当	借家借間居住者 最高支給限度額 28,000円	同じ	—	千円 15,797	円 263,283
通勤手当	交通機関利用者 全額支給限度額及び 最高限度額150,000円 自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上距離により 2,000円～ 31,600円支給	同じ	—	千円 25,370	円 77,584
管理職手当	部長級 72,000円 次長級 66,000円 課長級 59,000円 課長補佐級 45,000円	同じ	—	千円 57,476	円 447,928

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	811,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円
	副 市 長	684,000 円	790,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	538,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	469,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	418,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.00 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×54/100 給料月額×在職月数×31.5/100	(1期の手当額) 21,021,120円 10,342,080円
	備 考	(支給時期) 任期満了若しくは 退職又は死亡した時	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

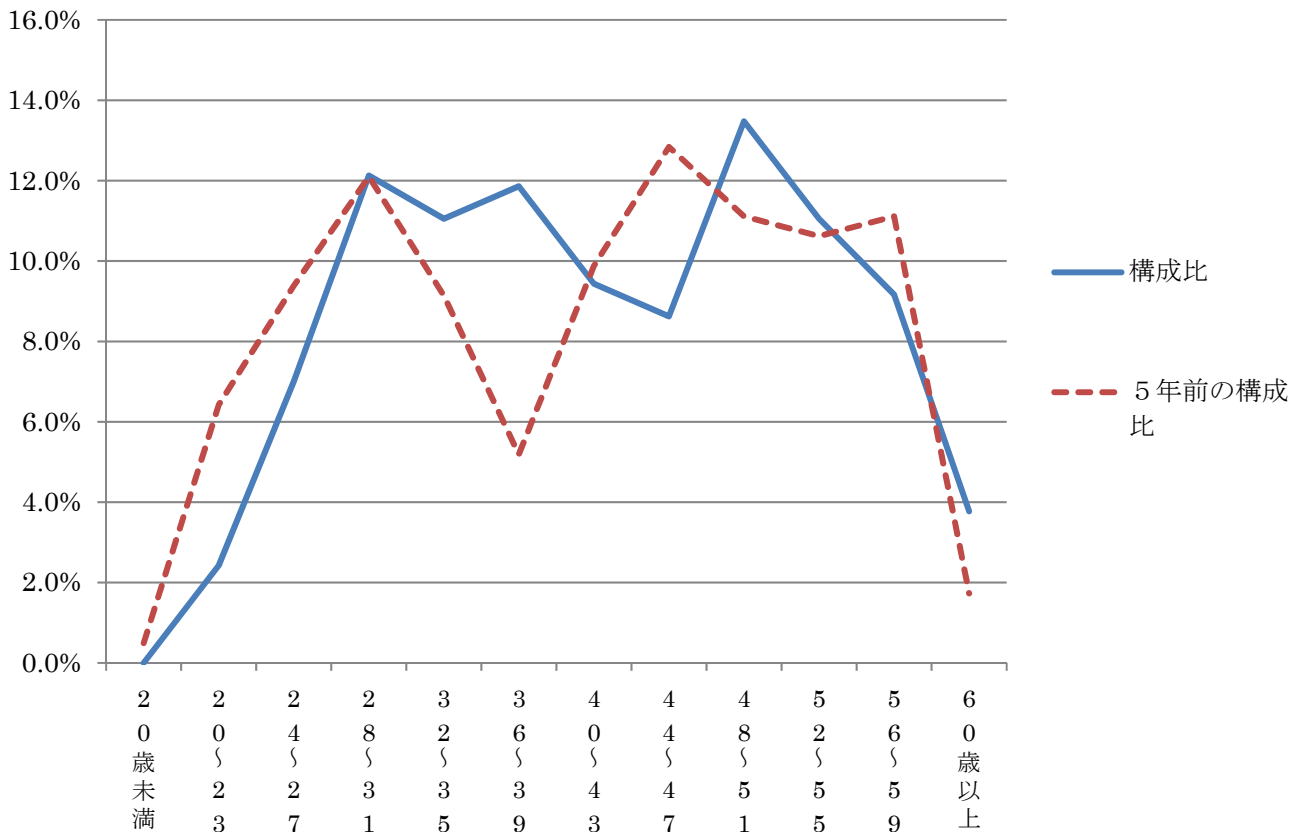
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	90	93	3	他部門との調整増
		税 務	16	19	3	体制強化による増
		民 生	45	45	0	
		衛 生	30	25	▲5	業務内容見直しによる減
		農 林 水 産	23	24	1	体制強化による増
		商 工	7	7	0	
	土 木	37	41	4	体制強化による増	
	計	252	258	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.91人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 86.20人)	
	教育部門	80	75	▲5	退職不補充による減	
	小 計	332	333	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.79人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.71人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	13	14	1	奈良県広域水道企業団設立に伴う派遣職員を増	
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	21	22	1	体制強化による増	
	小 計	36	38	2		
合 計		368 [444]	371 [444]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.92人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	26人	45人	41人	44人	35人	32人	50人	41人	34人	14人	371人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		316	305	249	244	252	258	▲58(▲18.4%)
教育		46	47	83	81	80	75	29(63.0%)
消防		0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計		362	352	332	325	332	333	▲29(▲8.0%)
公営企業等会計計		43	44	39	37	36	38	▲5(▲11.6%)
総合計		405	396	371	362	368	371	▲34(▲8.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 1,203,166	千円 -175,907	千円 116,521	% 9.68	% 9.94

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 13	千円 52,938	千円 13,843	千円 22,820	千円 89,601	千円 6,892	千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

○特殊勤務手当について、災害応急作業等手当を新設（令和6年1月1日実施）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 條 市	47.1 歳	344,969 円	574,365 円
団 体 平 均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 條 市 （水道事業）	五 條 市 （一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,755 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,533 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

五 條 市 （水道事業）			五 條 市 （一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	10,401千円	20,192千円
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	10,401千円	20,192千円

（注）職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっています。なお、退職者の有無にかかわらず水道事業給料年額の100分の5相当額を一般会計の職員退職手当基金に繰出ることとなっています。

令和6年度の繰出金は、2,647千円 です。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

令和6年度は国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

災害応急作業等手当を新設し、令和6年1月1日から適用開始。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	9,167 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)	1,146 千円
支給実績（令和5年度決算）	5,007 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)	556 千円

（注）職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	—	千円 1,723	円 215,375
住居手当	一般行政職と同じ	同じ	—	千円 —	円 —
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ	—	千円 558	円 50,727
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ	—	千円 2,394	円 478,800